

『放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則』の一部改正に伴う保安規定における対応について

1. 経緯

『放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則』の一部が改正（2023年10月1日施行）され、外部被ばくの個人線量計の信頼性確保が義務化される。これに伴う当社各施設（再処理施設、廃棄物管理施設、ウラン濃縮施設、廃棄物埋設施設）の対応は以下のとおりである。

2. 法改正に伴う運用変更

当社各施設は、上記の法改正の対応が示された『放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド』（原子力規制委員会決定）に従い、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）に認定された測定サービス事業者（以下「JAB認定事業者」という。）から調達するガラスバッジ等の受動形個人線量計（以下「GB」という。）を使用することで信頼性を確保する。

（1）ウラン濃縮施設、廃棄物埋設施設

ウラン濃縮施設及び廃棄物埋設施設においては、現在、外部被ばく評価用の個人線量計として警報付電子線量計（以下「APD」という。）を使用しているが、2023年10月1日よりGBを外部被ばく評価用に使用し、APDは作業件名や作業時間等の作業管理用に併用するよう運用を変更する。

（2）再処理施設、廃棄物管理施設

再処理施設及び廃棄物管理施設においては、現在でもJAB認定事業者から調達したGBを使用して外部被ばく評価を行い、APDを作業管理用として併用しており、運用の変更はない。

3. 保安規定における対応

法改正後は、当社各施設とも保安規定に基づく被ばく評価に使用するGBと自主的な作業管理として使用するAPDの併用運用となることから、保安規定の放射線管理の各条文に必要な当社で管理する放射線測定器類を記載するものとし、保安規定よりAPDに関する記載を削除する。また、GBはJAB認定事業者が校正したものを使用し、同事業者が測定を行うため、これらは保安規定の調達管理の中で管理する。

なお、APDからGBへの変更については、実用炉においても同様の対応を行っている。

（1）ウラン濃縮施設、廃棄物埋設施設

ウラン濃縮施設及び廃棄物埋設施設においては、法改正に伴い運用変更となるため、今回保安規定変更認可申請を行う。

（2）再処理施設、廃棄物管理施設

再処理施設及び廃棄物管理施設においては、現状でも法改正に対応できており運用変更もないことから、次回保安規定変更認可申請に併せて対応する。

以上